

# はままつ北フェス 2026

－出店者の方へ－

令和 8 年 3 月 1 日開催

はままつ北フェス実行委員会

問い合わせ先

北行政センター 担当：夏目・中村

電話 053-523-1181

(開催当日は、携帯電話に転送されます)

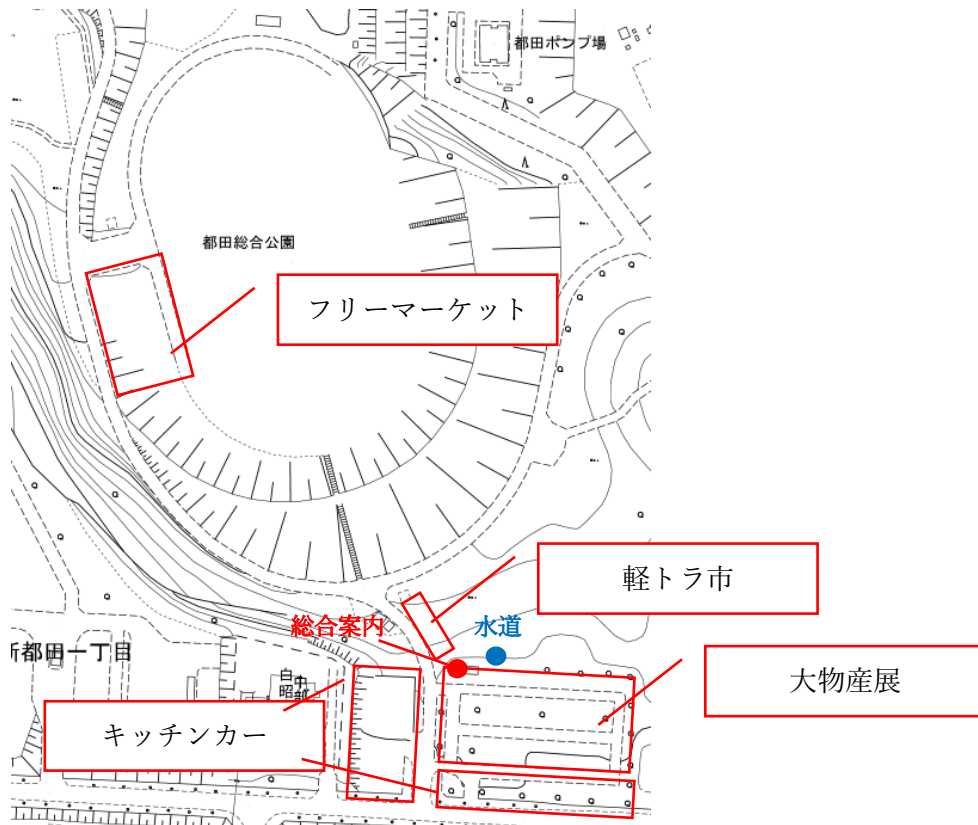
## 出店要項

### 1. 日時

令和8年3月1日（日）午前9時30分から午後3時00分 ※雨天決行

### 2. 場所

下図の通り（詳細な出店位置については1月下旬にご案内します）



### 3. 主催者が準備するもの

#### <大物産展>

- ・ 3坪テント（間口 3.6m×奥行き 2.7m）※横幕はありません。
- ・ 長机（1.8m×0.9m）×2 台、折りたたみ椅子×2 脚
- ・ 進入許可証×1 枚、関係者臨時駐車場用「駐車証」×1 枚

#### <軽トラ市>

- ・ 3坪テント（間口 3.6m×奥行き 2.7m）※横幕はありません。
- ・ 進入許可証×2 枚（販売車両用×1 枚、運搬車両用×1 枚）
- ・ 関係者臨時駐車場用「駐車証」×1 枚

<フリーマーケット>

- ・ 進入許可証×1 枚、関係者臨時駐車場用「駐車証」×1 枚

<キッチンカー>

- ・ 進入許可証×2 枚（販売車両用×1 枚、運搬車両用×1 枚）
- ・ 関係者臨時駐車場用「駐車証」×1 枚

4. 出店者様が準備するもの

<大物産展・キッチンカー>

- ・ 電気・ガス・水・調理器具等（水は現地の水道で給水できますが1箇所のみです）
- ・ 販売に必要な食材等（会場に炊事場などの設備はありません。）
- ・ 販売に必要な営業許可証（写し可。）
- ・ つり銭（総合案内では両替できません。）
- ・ 油もの等、アスファルト舗装を傷める恐れがある場合のブルーシート等による養生。  
（措置がなされていない場合、現状復帰のための費用を別途請求させていただきます。）
- ・ 出店者名の看板（必要な場合）
- ・ ゴミ箱、ゴミ袋（飲食物を販売する場合）
- ・ その他販売に必要なもの

<フリーマーケット>

- ・ テントやレジャーシートなど
- ・ 販売する中古品やハンドメイド品など
- ・ つり銭（総合案内では両替できません。）
- ・ 値札シール等の商品の値段がわかるもの
- ・ 出店者名の看板（必要な場合）
- ・ その他販売に必要なもの

<軽トラ市>

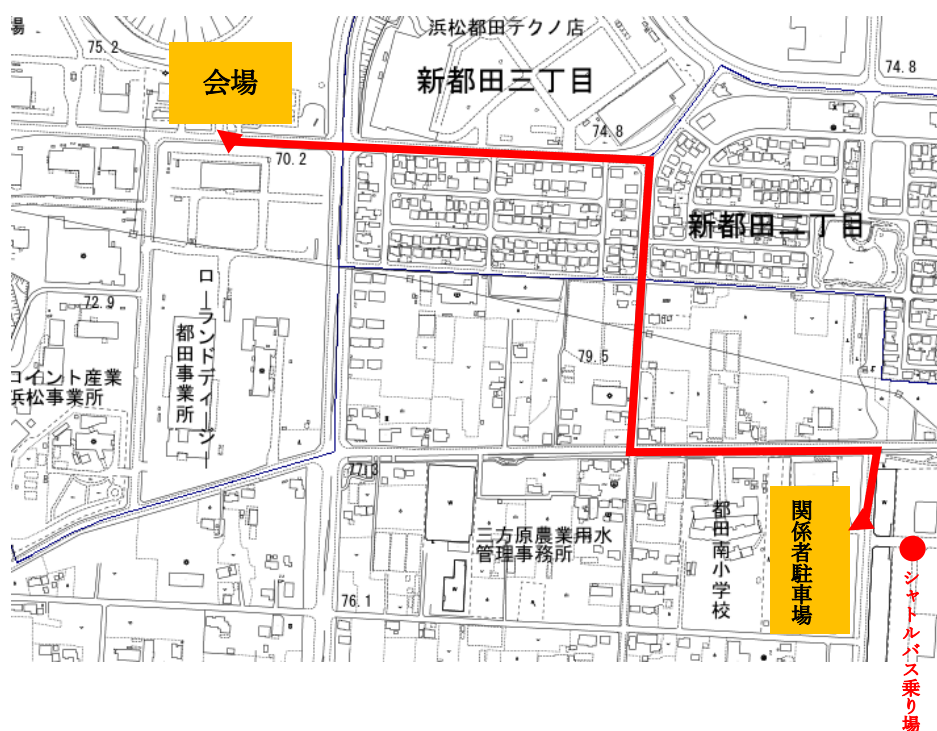
- ・ 販売に必要な食材等（水は現地の水道で給水可能ですが1箇所のみです）
- ・ 販売に必要な営業許可証（写し可。）※必要な場合
- ・ つり銭（総合案内では両替できません。）
- ・ 値札シール等の商品の値段がわかるもの
- ・ その他販売に必要なもの

## 5. 駐車について

- ・「関係者臨時駐車場」をご利用ください。（駐車許可証をお持ちください。）
- ・駐車場内での事故・盗難等のトラブルについて、主催者は一切の責任を負いかねます。
- ・駐車場の出入口は、各々譲り合って調整してください。
- ・駐車時の利用可能時間は、開催当日の 6:00～17:00 の間です。
- ・指定駐車場以外は利用できません。周辺店舗への駐車は厳に慎んでください。

※カインズモール駐車場への駐車を確認した場合は、翌年度以降の出店をお断りします。

### 《駐車場位置図》



※駐車場内では警備員の指示に従って駐車してください。

※9:00 からはスズキ浜松工場よりシャトルバスが運行します。（2本/時間）

▶降車場は都田総合公園北側

## 6. 搬入・搬出について

# 調整中

(12 月中旬更新予定)

## 7. 確認事項

- (1) 販売品には、必ず値段を明示してください。
- (2) 「はままつ北フェス 2026」の趣旨に則り、販売品の値段は適正な範囲としてください
- (3) 主催者は売上金額に関知しないとともに、売上保障は行いません。
- (4) 出店時間は 9:30~15:00 までとします。出店時間内は出店者が責任を持って販売し、時間内に閉店しないでください。(緊急時等で開催時間内に閉店せざるをえない場合は、必ず本部へ連絡してください。)
- (5) 雨天決行を原則とします。雨天の場合は、商品が濡れないよう各自でシート等をご持参ください。(フリーマーケットを除く)
- (6) フリーマーケットについては雨天時の出店について出店辞退を可能とし、その際は出店料の集金を行いません。
- (7) 荒天等により開催が困難な場合は中止とします。この場合の保障等は負いかねますので予めご了承ください。
- (8) 出店場所の区画等については、主催者に一任してください。
- (9) 販売品に対する苦情は、販売者の責任において、誠意をもって取替・返金等の対応をしてください。また、食中毒などの保険は主催者側にはありませんのでご注意ください。
- (10) 自区画外で販売する行為(出張販売・呼び込み等)は禁止します。
- (11) ビラ・パンフレットの配布、ハンドマイク等の拡声器の使用、演説・署名運動・その他イベントの趣旨に反する行為は禁止します。ただし、ビラ・パンフレットについては、各自所定の場所に置き、来場者が自由に取れる状態であれば、展示を許可します。
- (12) 主催者の指示に従わない場合、または法令等に接触する場合は、出店を取り消します。
- (13) ペット等を連れての参加はお断りいたします。

## 8. 留意事項

### (1) ゴミの処理方法

出店により生じたゴミの扱いは、下記のとおりとします。

ア イベント終了後、各テント内とその周辺を清掃してください。

イ 出店で発生したゴミは、出店者の責任でお持ち帰り下さい。イベント会場に持ち込んだ物品は、発砲スチロール、段ボール、生ゴミ、弁当箱等の如何を問わず、ゴミ箱やゴミ集積所に置いて帰ることを禁止します。

ウ ゴミを不法投棄して帰った出店者は、翌年度以降の出店をお断りします。

### (2) 火気の使用(軽トラ市、フリーマーケットは火気の使用は禁止)

火気を使用する時は、下記の点を遵守してください。

浜松市消防局への「露店等の開設届」は、実行委員会で一括して届け出ます。これに伴い、出店当日の 9:00 頃から浜松市消防局による立入検査を行いますので、ご協力をお願いします。

- ア 火災予防の為、燃焼機器（コンロ・炭火）は1店舗につき2台までとします。また、直火は禁止します。
- イ 燃焼機器（コンロ・炭火）を机の上で使用する場合は、机の上に耐火ボード等を使用し、その上で使用してください。（ボード等は各自で用意してください。）
- ウ 燃焼機器の三辺に不燃性の囲いを設置し、風防対策を行ってください。
- エ ガスを利用する場合、ガスホースは新しいものを使用し、安全バンドで締めてください。また、ガスボンベが倒れないように固定してください。
- オ 万が一の火災に備え消火器等を準備してください。
- カ その他、浜松市火災予防条例を遵守してください。

(3) その他

- ア 保健所等関係機関等の許可・届出が必要な場合は、出店者の責任において手続きを行ってください。
- イ 出店者の昼食は、各自で手配してください。
- ウ その他、「はままつ北フェス 2026」募集要項の記載事項を遵守してください。

9. その他事項

- ・ イベント当日に、やむを得ず出店できなくなった場合は、ご連絡いただきますようお願いいたします。（出店料は返金しません。）
- ・ イベント当日の質問や相談などは、総合案内までお越しください。  
（出店マニュアルに記載の規定を超える部分に対応しかねます）